

平成26年5月27日

浦安市長 松崎 秀樹 様

浦安市墓地公園運営審議会
会長 喜多村 悦史



墓地公園整備に伴う基本設計について（答申）

平成25年11月8日付浦み第360号で諮問のありましたこのことについては、平成25年11月から5回の審議会を開催し、墓地公園整備に伴う基本設計などについて検討を重ねてまいりました。ついては、別添のとおり答申いたします。

今後、墓地公園の整備・運営を行うにあたっては、市民が必要とする墓地施設を長期に安定して市民に提供するとともに、時勢により変化する市民要望を的確に捉え、「ふるさととして心のよりどころとなる墓地」であり続けることを望みます。

浦安市墓地公園運営審議会
答申

平成 26 年 5 月

浦 安 市

浦安市墓地公園運営審議会答申

目次

はじめに	1
1. 墓地公園の現状と課題	2
2. 全体施設の配置	3
3. 墓地施設の整備計画数	6
4. 計画施設内容	7
4-1. 複合霊廟	7
4-2. 芝生墓所	8
4-3. 樹林墓地	10
5. 樹林墓地の申込み資格と料金	13
6. 施設別の生前申請資格	14
6-1. 既存の芝生墓所	14
6-2. 樹林墓地	14
7. 答申内容のまとめ	15
資料	
(資料1) 浦安市墓地公園運営審議会の審議経過	16
(資料2) 浦安市墓地公園運営審議会委員	17

はじめに

墓所は、かつては財や地位のある人など限られた人が持つものでしたが、近年では残された家族が故人を偲ぶ場所として墓所を持つことが一般化しており、墓所のある地が「ふるさと」と考えられています。しかし、都市部においては、戦後の高度経済成長に伴う人口集中や土地不足、核家族化による世帯の増加などにより、墓所不足が顕在化しており、東京のベットタウンとして、急速に発展した浦安市においても同様の問題を抱えていました。

そこで、昭和48年の浦安町総合開発計画において、「ふるさと浦安」の具現化施設としての墓所整備の必要性が位置付けられ、以降、紆余曲折を経て、昭和63年に日の出地区の約4万坪の敷地に浦安市墓地公園を整備することが決定し、「墓地公園基本計画」が策定されました。基本計画では、「“ふるさと”として心のよりどころとなる墓地」を基本理念に将来人口を18万人と想定し、芝生墓地を中心とした明るく開放的な墓地公園として、長く安定して墓地を供給するため、全体を3区域に分け、需要に合わせて段階的に整備を行うこととし、平成4年に第1区が、平成17年に第2区が開園され、現在に至っています。

また、現在、供用している第2区は平成29年頃には供給が完了する見込みのため、最大面積となる第3区の整備を検討する時期となっていますが、当初計画から20数年が過ぎ、少子化・高齢化など社会情勢の変化によるニーズの多様化や、将来人口が16万4千人に変更されたことなど、対応すべき問題が生じている為、計画の見直しが必要になっています。

このことから、平成24年に計画・設計の改定検討がなされ、平成25年10月に専門家や市民の見地から意見を求めるために、墓地公園運営審議会が設置され、同年11月に市長から当審議会に対して、「墓地公園整備に伴う基本設計について」諮問がなされました。

審議会においては、永代供養や生前申込み、樹木葬など新たな市民要望を考慮し、検討を重ね、墓地公園全体の計画施設の配置、施設の整備計画数、樹林墓地永代使用料の設定、計画施設の概要、生前申込みを行う施設と資格について審議を行い、結論を得たのでここに答申するものです。

浦安市墓地公園運営審議会
会長 喜多村 悦史

1. 墓地公園の現状と課題

浦安市墓地公園は、平成4年7月の開園以来、墓所需要に合わせて順次整備を進めており、現況の施設としては、開放的で明るい芝生墓所（3㎡）と間接礼拝方式の納骨堂（ロッカー型）のほか、法要などができる集会施設と管理事務所が複合した施設等がある。

施設名		規 模	整備年度
芝生墓所	第1区	3,334基	H3～H11
	第2区	3,658基	H16～H26
	合計	6,992基	
納骨堂※	ロッカー	384壇	H6
	無縁棚	108壇	

※現状の納骨堂は第3区に本整備するまでの仮設構造物。

我が国においては、価値観の多様化が進み、お墓に対するニーズも一昔前とは様変わりしており、団塊の世代では従来型の墓所にこだわらず、納骨堂（ロッカー型）、合祀墓、共同墓地など、さまざまな方式を選択している。これらの選択は、経済的理由とともに、精神的理由（将来への負担軽減）が大きく影響していると言われている。

しかし、墓所の価値観等は地域性があるため、計画検討の中で浦安市における価値観やお墓に対するニーズを把握する墓所に関する市民アンケート調査を実施している。

市民アンケート調査状況（H24.9.25～H24.10.15）

配布数	回答数	回答率
3,000票	1,174票	39.1%

この市民アンケート調査結果から、以下の特性が伺える。

- ・墓地非所有者と改葬希望者のうち新規墓地取得希望者は51.4%であり、その理由は将来に備えるため。
- ・価格を重要視している。
- ・76%が生前申請を希望している。
- ・交通の利便性を重要視している。

交通の利便性を重要視していることは、浦安市においても高齢化が進展することを想定すると、墓参の利便性が高い身近な墓地である墓地公園への需要がより高まるものと考えられる。

また、少子高齢化社会への移行に伴い、墓所の承継者不足による無縁化や、子孫への負担軽減希望の高まりなど、墓所のあり方が社会的問題として認識されており、浦安市にお

いても、これまでの芝生墓所だけの提供から見直しが求められている。そして、市域が小さく高度な土地利用がなされている浦安市において、公営墓地用地はこの墓地公園だけであり、より多くの墓地を提供するには土地利用効率の高い新たな形態の埋蔵・収蔵施設が必要となっている。

また、墓地公園は沿岸部に位置しているため、植栽については、潮風の影響を強く受けることを考慮し、敷地の周囲を密度の高い樹林地（マツ等）で囲む植栽方針としている。しかしながら、西側（管理事務所側）の樹林地の幅や植栽密度が薄いため、西側からの風が強く、中央園路や第2区において潮や強風による生長障害が見られる。

2. 全体施設の配置

墓地公園には大別して墓地空間と公園空間とがある。新たに整備する第3区も大きく墓地空間と公園空間にゾーニングすることとし、各空間の境目には樹林を設けソフトな分離を図り、第3区の墓地空間には第1・2区と同様に外周道路を配置した。

墓地空間の中心には納骨堂や合葬式墓地を複合した埋蔵・収蔵施設である複合霊廟を配置し、墓地公園入口から第3区まで貫く中央園路と新たな緑地から複合霊廟へ象徴的な景観軸を形成する。

また、複合霊廟の西側には複合霊廟と同規模・同形状の敷地を樹林地として整備し、将来の建替えに備え、複合霊廟周りは芝生広場を配置し、複合霊廟の象徴性を高めるとともに、将来の墓地需要の変化に対応できる施設を整備する余地を残した。

そして、第3区の公園空間については、すでに整備されている展望広場と隣接する位置に芝生広場を設け、レクリエーションゾーンを形成する。

駐車場については利用者の利便性を考慮し、墓地公園全体のほぼ中央である第1・2区と第3区の間で既存駐車場の台数（約70台）を大きく上回る275台を設けるとともに、第1・2区と同様に第3区の外周道路沿いにも42台を配置する。そして、駐車場から第3区の墓域へ抜ける動線上には、ゲートの役割も持たせた施設として、中央を歩行者が通り抜ける管理施設（屋外トイレ、倉庫）を整備する。

また、近年、自然回帰のイメージを持ち、安価な永代供養施設であることから人気のある樹林墓地を2箇所計画し、1箇所は早期整備を図るために既存区域に配置する。

植栽は、敷地中央部分に幅の広い樹林地を設けることで、通り抜ける風を和らげる。

【参考資料】

図 2-1 墓地公園第3区全体計画図

図 2-2 墓地公園第3区全体パース

图 2-1 墓地公園 第 3 区全体計画図

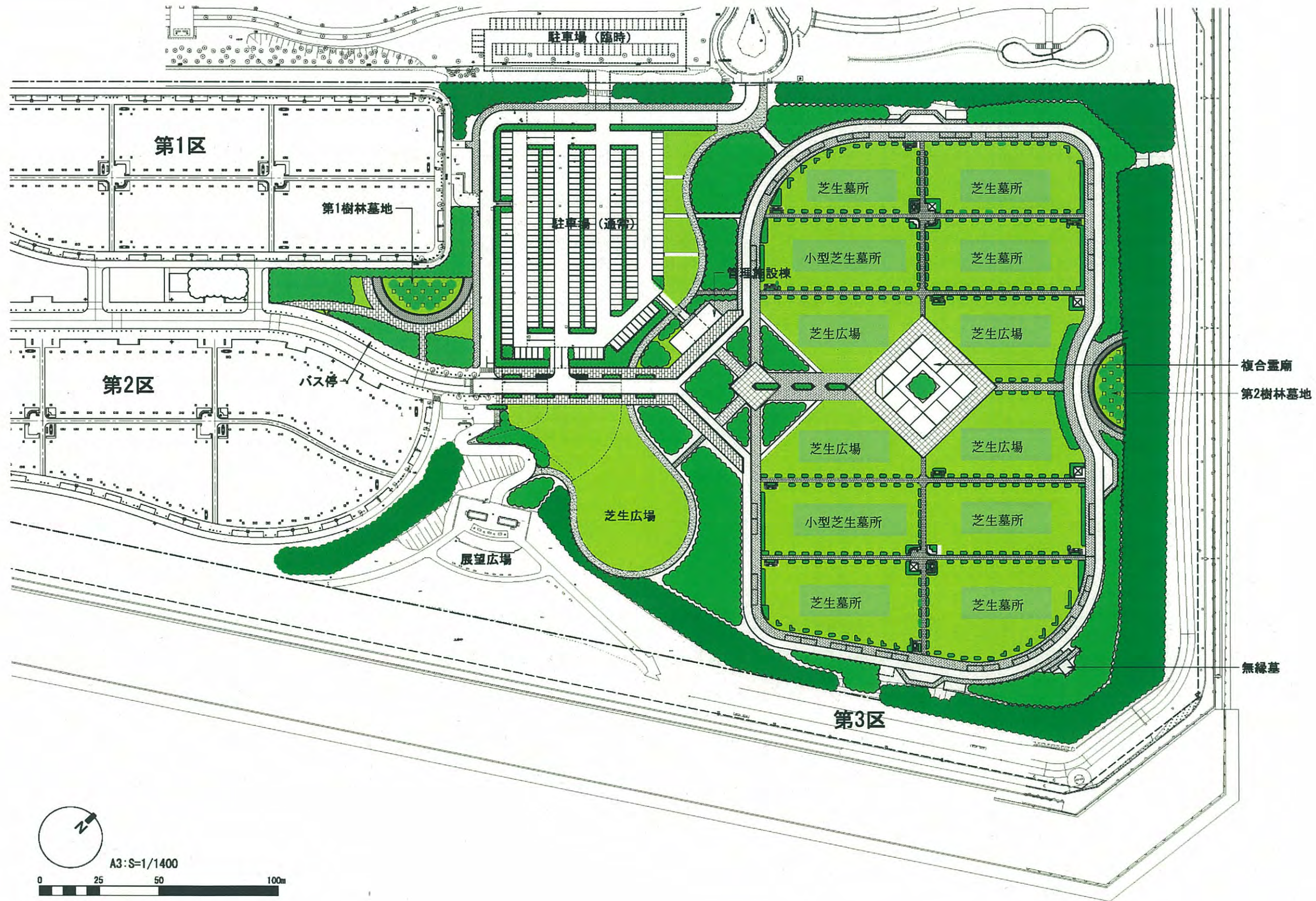


図 2-2 墓地公園 第 3 区全体パース



3. 墓地施設の整備計画数

当初計画では将来人口を18万人と想定し、墓地需要を予測していたが、第2期埋立地の土地利用計画の見直しなどの影響で、浦安市の計画人口が16万4千人と減少したことなどから、将来需要予測を大阪府方式※により再度行ったところ13,500基となった。

しかしながら、墓地公園は浦安唯一の公営墓地であり、将来に亘って市民の墓地需要に対応していかなければならないことを考慮すると余裕を持った計画としなければならない。また、核家族化など社会情勢の変化により墓地需要が多様化していることを考慮すると、長期納骨堂や合葬式墓地、樹林墓地など墓地形態を増やすことが必要である。そのようなことから、墓地施設の整備計画数は下表のとおりとした。

※墓地需要の推計に広く用いられる大阪府方式による。

墓地公園の各施設の整備計画表

施設名称		需要予測数	整備計画数
複 合 霊 廟	長期納骨堂	3,000 基	約 2,800 基 (長期納骨堂 1,200 基+合葬式墓地 1,600 基) ※合祀室 (9,000 体) は含まない
	合葬式墓地		
	短期納骨堂	400 基	約 400 基
芝生墓所		10,100 基	約 12,500 基 (第1・2区:約 7,000 基、第3区:約 5,500 基) ※第3区は小型芝生墓所の約 2,200 基を含む
樹林墓地		-	約 8,300 基 ※第1と第2を合計した最低整備数
総合計数		13,500 基	約 24,000 基

4.計画施設内容

4-1 複合霊廟

複合霊廟は下記の埋蔵・収蔵施設を複合したものであり、墓参者にとって複合霊廟自体がひとつの墳墓として意識されるような整備が必要である。

また、整備後には市民に長く親しまれるような施設名称を検討することが必要。

・長期納骨堂

室内型のお墓をイメージした施設で、家族で利用したいが芝生墓所までは必要ない方や当面墓所を契約する考えがない方、遺骨をきれいなままで保管したい方などのための施設。

複数の遺骨をロッカーに納めることができ、ロッカーの目の前まで行き礼拝ができる。(直接礼拝方式)

墓石を買う必要は無いので、初期費用は安くなる。

・短期納骨堂

既設の納骨堂と同様に墓所の居住条件を満たすまでの期間など短期利用を想定した施設(1年契約)。ロッカー型で1遺骨に対して1ロッカーの契約になる。

ロッカーのある部屋には入ることはできず、共同の献花台で礼拝する。(間接礼拝方式)

毎年の契約更新が必要になるが、最も初期費用が低廉な施設。

・合葬式墓地

一定期間(20~30年)をロッカーで預かり、一定期間経過後は合祀室に合祀され、市が責任を持って永代供養する形式の墓地。

ロッカーのある部屋には入ることはできず、共同の献花台で礼拝する。(間接礼拝方式)

契約時の初期費用以外は一切かからないので、子孫への負担が軽減できる。また、ロッカーに預かっている期間は遺骨を他施設に改葬することができるが、合祀室に入ると改葬することはできない。

今後の検討課題としては、一人用のほか二人用のロッカーや生前受付、ロッカーで預かる期間の延長などがある。

4-2 芝生墓所

墓地公園は、区画面積が3㎡の芝生墓所を主体に整備を進めてきたが、利用者からは、明るく開放的であることや芝生の管理を市が一括して行き常にきれいに保たれていることなどが評価され好評を得ている。また、同じ墓所内で別形式の墓所が混在すると統一感が失われる。そのようなことから、第3区の主要な墓所は従来と同じく3㎡の芝生墓所とした。

また、全国的な傾向として核家族化が進行しており、夫婦のみ1世代の利用や親と子2世代の利用など納骨する遺骨数も減っている。また、市民アンケート結果にもあったように、安価な墓地を求めている。一方、墓地運営の観点から考えると、限られた敷地の中で出来るだけ長く墓所を提供し続けるためには、区画面積を減らし、区画数を増やすことが有効である。

そのようなことから、芝生墓所は標準型3㎡の他に区画面積が標準型の半分の1.5㎡として、小型の墓石・カロートを用いる小型芝生墓所を整備する。

小型芝生墓所の形式としては、標準型と同じく利用者が墓石を購入する墓石型と墓石を統一して整備し、利用者は規定のプレートに家名等を刻んで取り付けるプレート型があるが、標準型との差を少なくし、統一感を保つことや利用者の個性を反映しやすいことから墓石型とした。

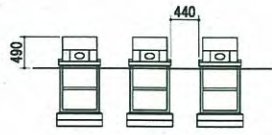
第3区の芝生墓所は、標準型6街区、小型2街区を計画したが、今後の需要に応じて標準型の街区と小型の街区のバランスを検討することが必要である。

また、小型芝生墓所の申込み資格等は標準型と同じとし、料金は安く設定するなど、小型芝生墓所への誘導策を講じることが望まれる。

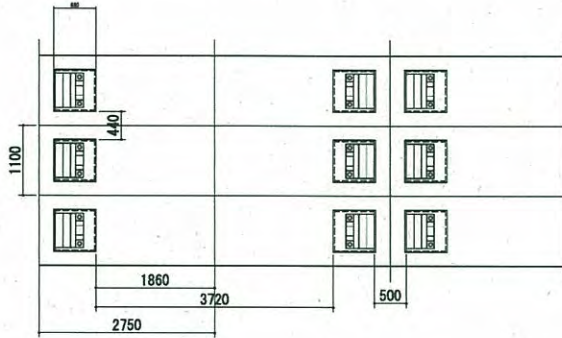
【参考資料】

図 4-1 芝生墓所の標準型と小型の断面比較

標準型芝生墓所
(3 m²)

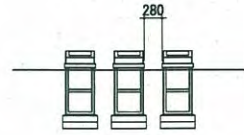


正面図

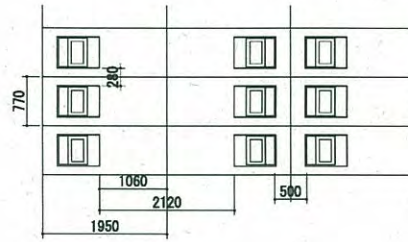


平面図

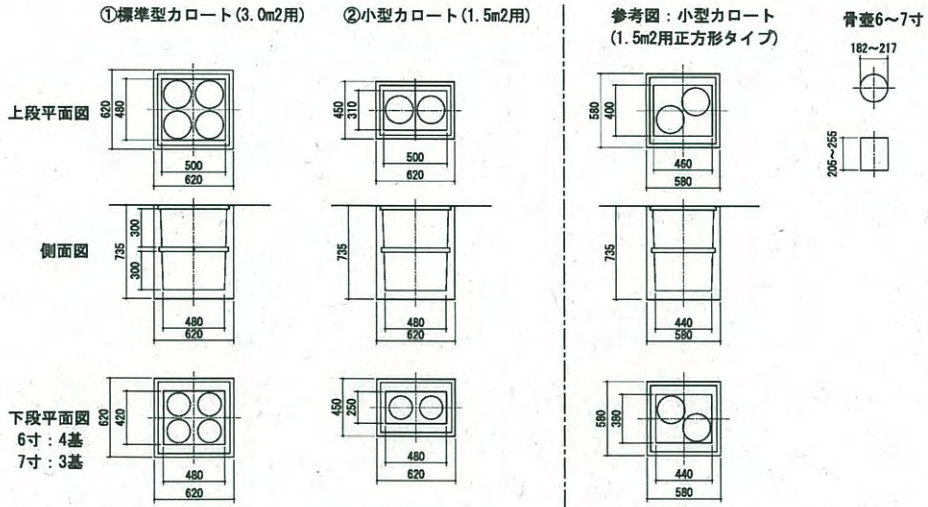
小型芝生墓所
(1.5 m²)



正面図



平面図



カロート詳細図 S=1/30 (A4時)

図 4-1 芝生墓所の標準型と小型の断面比較

4-3 樹林墓地

樹林をシンボルとして、その下に遺骨を埋蔵する共同埋蔵方式の墓地。

少子化が進み、墓地を持っていても守っていく人がいない方や子孫への負担を軽減したいと考える方、また、自然に還りたいと考える方などが多くなっている。

樹林墓地は永代供養墓であり、自然に還るイメージがあることから、注目されている墓地であり、都営小平霊園で平成 24 年度に樹林墓地を募集した際の倍率は 1.6 倍に達している。

一方、墓地運営の観点からも、少ない面積に多くの遺骨を埋蔵することができる土地利用効率の高い施設で、墓地の長期的な供給に有効である。

また、樹林墓地は整備に必要な敷地が小さいことから、第 3 区の整備を待たずに既存区域に整備することが可能。早期に整備することで、市民要望に応えるとともに、選択肢が増えることで、芝生墓所の申込み者を減らすことが期待できる。

したがって、樹林墓地は既存区域に早期に整備し、需要に応じて第 3 区にも整備を行う。

そのほか、樹林墓地の特徴をまとめると以下の通り。

- ・埋蔵数が多いため生前申請が可能。
- ・使用料金を低廉にできる。
- ・契約時の使用料金以外の維持管理費の支払いがない。
- ・埋蔵後の改葬はできない。（取出すことができない）

また、墓地公園は沿岸部に位置し潮風が強いため、潮や強風に強い樹木を選定することや防風施設を設けること、質の高い植栽管理を行うなど樹木に生長障害が生じないよう配慮が必要。

【参考資料】

図 4-2 第 1 樹林墓地の平面図・立面図（案）

図 4-3 樹林墓地の断面イメージ

図 4-4 樹林墓地のイメージ

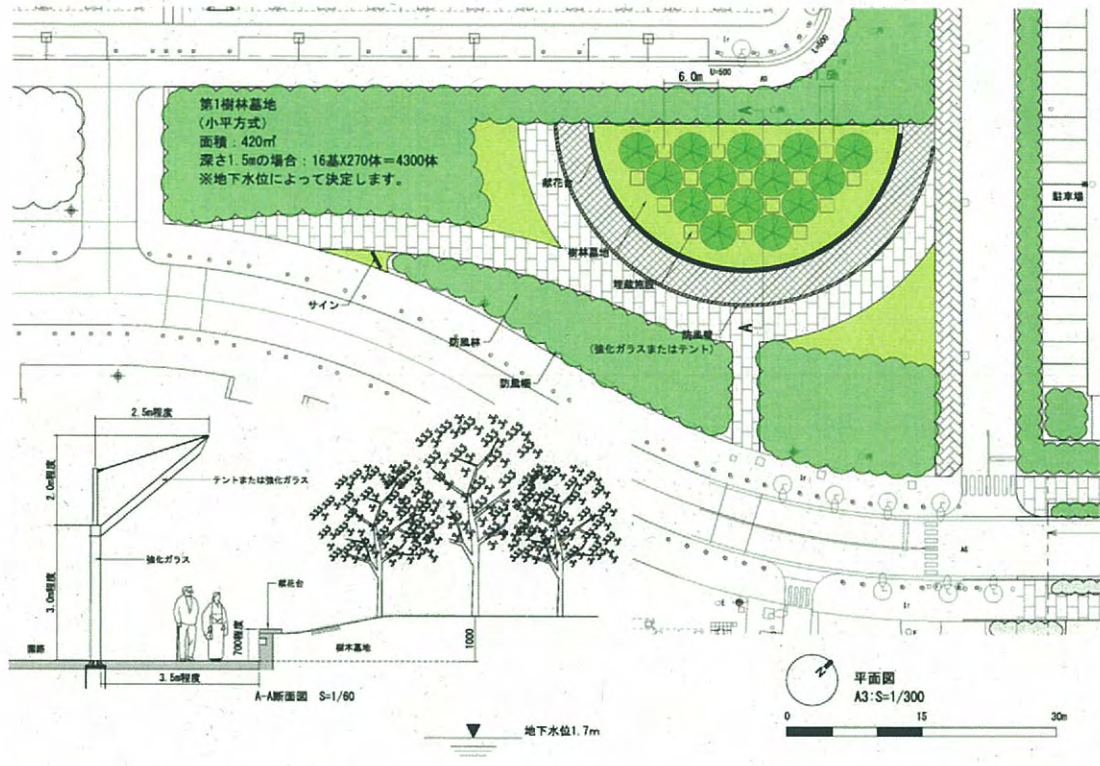


図 4-2 第 1 樹林墓地の平面図・立面図 (案)

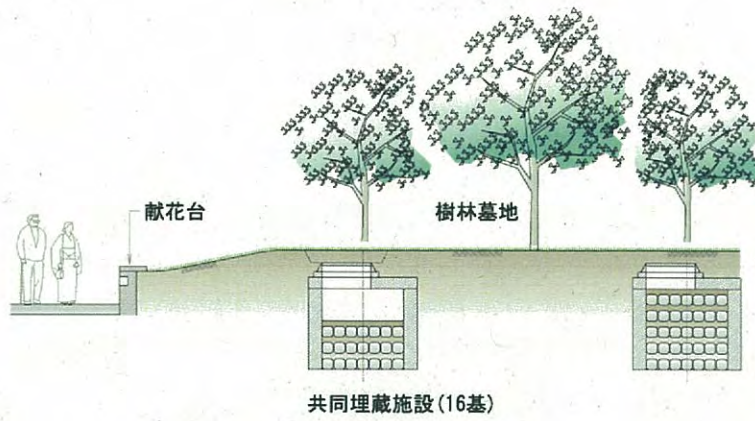


図 4-3 樹林墓地の断面イメージ



図 4-4 樹林墓地のイメージ

5.樹林墓地の申込み資格と料金

樹林墓地は、埋蔵可能数が格段に多く合理的な施設なので、長期に安定して墓地を供給し続けるという方針を持つ墓地公園運営にとって、より多くの人に利用してもらうことが重要となってくる。

したがって、申込み資格や料金については、利用しやすいものにしなければならないが、近隣自治体では墓地不足の状況であり、虚偽申請による流入も考慮してバランスのとれたものにしなければならない。

まず、利用資格については、短期利用施設である既存の納骨堂の資格が現状では一番利用しやすい資格となっているが、樹林墓地は長期利用施設なので既存の納骨堂より厳しくし、芝生墓所よりは緩いものとし、居住直近継続1年以上とする。

次に料金については、樹林墓地は永代供養施設なので、使用料には納骨費用や契約後の樹木や施設の維持管理費などすべての費用が含まれている。

使用料は、同様施設である都営小平霊園樹林墓地や墓地公園の既存あるいは計画されている他施設との料金バランスを考え、10～15万円の範囲内とする。

【樹林墓地と他施設の比較】

施設名	居住条件	契約期間	使用料	年間管理料
短期納骨堂	市民であること	1年	12,960円	なし
芝生墓所	直近継続3年以上	30年	45万円	5,500円
樹林墓地	直近継続1年以上	永年	10～15万円	なし

6.施設別の生前申請資格

6-1 既存の芝生墓所

近隣自治体の公営墓地の多くは既に大規模な募集は終了しており、返還墓所や小規模な新規墓所の募集を不定期に抽選でおこなっている状況だが、浦安市においては随時受付をおこなっており、条件を満たしていれば使用することができるので、浦安市民は墓所に関して大変恵まれた環境にあるといえる。

しかしながら、既存の芝生墓所（3㎡）の生前申請については、市民アンケート調査においても墓地取得希望者の76%と多くの方が望んでいることから、実施することとするが、第3区整備を行っておらず、芝生墓所以外の墓地施設がまだ少ない現状で実施することは墓地供給計画を圧迫する可能性が非常に高いため無制限に受け入れることはできない。

したがって、募集数を限定するほか、申請条件を厳しくすることとし、既存の芝生墓所（3㎡）の居住条件は直近継続3年以上で年齢制限は無いが、生前申請の場合は本市居住継続10年以上又は通算15年以上かつ直近継続3年以上居住とし、年齢制限は70歳以上の者とした。

その理由については以下のとおり。

- ・生前申請を実施した場合に高倍率が予想される。70歳以上の人口は65歳以上の人口に対して、36%減少するので、より必要性が高いと思われる高齢者を優先させるため、70歳以上とした。
- ・墓地公園は条件さえ整えば、抽選する事なく墓所使用許可を行っているので、生前申請の必要性は、他自治体と比べて低いと考えられる。しかし、加齢により事務手続きが困難になる方がいることを考慮し、高齢者を優先した。

6-2 樹林墓地

樹林墓地の生前申請資格は、近隣自治体や墓地公園の他施設とのバランスを考え、本市居住継続1年以上で、65歳以上の者とした。

その理由については以下のとおり。

- ・近隣他自治体の類似施設である合葬式墓地等施設では生前申請を65歳以上に行っている。
- ・一般的にお墓を求めるのは親の死に起因していることが多く、このことから平均寿命を83歳として考えると、子供世代が55～60歳頃にお墓について考え出し、そこから65歳前後でお墓の手配を考える傾向がある。
- ・高齢者医療制度において前期高齢者の定義は65歳からであり、また、年金受給も原則は65歳からとなっている。

7. 答申内容のまとめ

1. 計画施設の配置について

- ・ 複合霊廟・芝生墓所・樹林墓地・管理施設・屋外便所・駐車場・芝生広場等を設置する。

2. 墓地施設の整備計画数について

- ・ 複合霊廟
 - i 長期納骨堂 1,200 基程度とする。
 - ii 合葬式墓地 1,600 基程度とする。
 - iii 短期納骨堂 400 基程度とする。
- ・ 芝生墓所 12,500 基程度とする。(第1・2区:約7,000基、第3区:約5,500基)
 - ※第3区は小型芝生墓所の約2,200基を含む
- ・ 樹林墓地 8,300 基程度とする。
 - ※第1と第2を合計した最低整備数

3. 施設の計画について

- ・ 複合霊廟について
 - 複合霊廟に長期納骨堂、短期納骨堂、合葬式墓地を設置する。
- ・ 芝生墓所について
 - 標準型芝生墓所(3㎡)の他、小型芝生墓所(1.5㎡)を配置する。
- ・ 樹林墓地について
 - 共同埋蔵方式の樹林墓地を既存区域と第3区に設置する。

4. 樹林墓地の申込み資格と料金の設定について

- ・ 居住条件は本市居住直近継続1年以上とする。
- ・ 樹林墓地の永代使用料は10～15万円の範囲内とする。

5. 生前申請を行う施設について

- 生前申請を行う施設及び資格は次のとおりとする。
- ・ 既存の芝生墓所(3㎡)
 - 本市居住直近継続10年以上又は通算15年以上かつ直近継続3年以上居住の70歳以上の者とする。
- ・ 樹林墓地
 - 本市居住直近継続1年以上で、65歳以上の者とする。

(資料 1)

浦安市墓地公園運営審議会の審議経過

■平成25年度

11月8日	第18回浦安市墓地公園運営審議会 (現地視察、納骨施設の種類の種類、墓地公園計画(案))	諮問
12月20日	第19回浦安市墓地公園運営審議会 (墓地需要と供給量、各施設計画(案)、各施設別資格(案))	
2月14日	第20回浦安市墓地公園運営審議会 (中間答申(案)、樹林墓地の使用料の算定方法(案)、パブリックコメントの資料(案))	中間答申
3月28日	第21回浦安市墓地公園運営審議会 (樹林墓地永代使用料の設定(案)、答申(案))	

■平成26年度

5月27日	第22回浦安市墓地公園運営審議会 (パブリックコメント結果報告、パブリックコメント結果を受けた答申内容の再確認)	答申
-------	---	----

(資料 2)

浦安市墓地公園運営審議会委員

区分	氏名	団体名等	備考
学識経験者	喜多村 悦史	東京福祉大学副学長	会長
学識経験者	染谷 椒子	東京女子大学教授	副会長
学識経験者	村上 恵一	公益社団法人 全日本墓園協会 理事	
学識経験者	板橋 正人	一般財団法人 葬務事業振興会 専務理事	
関係団体	杉山 かおる	婦人の会連合会 会長	
関係団体	渡邊 聰子	自治会連合会 副会長	
公募市民	島貫 美代子	美浜在住	
公募市民	佐々木 順之助	入船在住	